

公益社団法人京都保健会

ふれあいステーションゆきわり

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

〈2025年7月1日現在〉

あなたに対する訪問看護、介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条、第35号第74条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	公益社団法人 京都保健会
主たる事務所の所在地	京都市右京区太秦棚森町18-13 京医協ビル2階
法人種別	公益社団法人
代表者名	理事長 松原 為人
電話番号	075-862-1155

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	公益社団法人京都保健会 ふれあいステーションゆきわり
指定番号	2662790043
所在地	京都府舞鶴市上安小字水力199-29
電話番号	0773-78-2717

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	京都保健会が開設する訪問看護ステーションが、在宅療養者に対し、医師の指示により療養上の世話または診療の補助を行い、適正な訪問看護を提供する。
運営の方針	訪問看護師は療養者の心身の特性をふまえ、自立した日常生活が営めるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	ご利用事業所の従業員数勤務の体制
看護師	4名以上

5. 営業日、営業時間

営業日	月～土曜日 原則、日祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業
営業時間	8時30分～16時30分ただし土曜日は8時30分～12時30分（24時間対応体制有り）
通常の事業の実施地域	舞鶴市内

6. 利用料

- (1) 介護保険による訪問看護サービスを利用された場合は、保険給付で定められた負担割合の額を利用料として徴収させていただきます。
- (2) 医療保険の訪問看護をご利用の場合、あるいは介護保険であっても病状や病名によっては医療保険の適用となる場合があります。そのときの利用料は、医療保険で定められた負担割合の額を頂きます。
- (3) 早朝、夜間、深夜の訪問や特別な管理が必要な方については、保険で定められた料金を頂きます。
- (4) 交通費につきましてはいたしません。
- (5) その他の費用が必要となった場合は、その都度説明させて頂き、同意の上徴収させていただきます。

※利用料の金額は以下の通りとなります（訪問看護1回あたり）

算定根拠		利用者負担金		
<訪問看護>		<1割>	<2割>	<3割>
20分未満	I 1	314 単位/回	314 円	628 円
30分未満	I 2	471 単位/回	471 円	942 円
60分未満	I 3	823 単位/回	823 円	1,646 円
90分未満	I 4	1,128 単位/回	1,128 円	2,256 円
<介護予防訪問介護>				
20分未満	I 1	303 単位/回	303 円	606 円
30分未満	I 2	451 単位/回	451 円	902 円
60分未満	I 3	794 単位/回	794 円	1,588 円
90分未満	I 4	1,090 単位/回	1,090 円	2,180 円
サービス提供体制強化加算 I (1回)		6 単位/回	6 円	12 円
緊急時訪問看護加算 (1月につき)		600 単位/月	600 円	1,200 円
特別管理加算 (I) (1月につき)		500 単位/月	500 円	1,000 円
(II) (1月につき)		250 単位/月	250 円	500 円
複数名訪問加算 (30分未満)		254 単位/回	254 円	508 円
(30分以上)		402 単位/回	402 円	804 円
初回加算 I 退院日に訪問		350 単位/月	350 円	700 円
II 退院日以降に訪問		300 単位/月	300 円	600 円
退院時共同指導加算 (1月につき)		600 単位/月	600 円	1,200 円
ターミナルケア加算		2500 単位	2,500 円	5,000 円
その他 保険外費用		エンゼルケア	10,000 円 (+消費税)	

7. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する場合には、すみやかに以下の連絡先までご連絡ください。連絡先 京都府舞鶴市上安小字水力 199-29
ふれあいステーションゆきわり TEL 0773-78-2717 FAX 0773-78-2718

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない場合は、キャンセル料は不要です）。

サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	利用者負担金の50%

8. 苦情申立窓口

当事業所の相談窓口 担当 辻 智恵	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後4時30分 土曜 午前8時30分～午後0時30分 ご利用方法 電話0773-78-2717
舞鶴市介護保険担当窓口	保健福祉部 高齢者支援課 電話0773-66-1013 受付時間（平日）8時30分～17時15分
中丹東保健所	電話0773-75-0805 受付時間（平日）8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	電話075-354-9090 受付時間（平日）9時00分～17時15分

手順① 苦情が寄せられた場合には、直ちに苦情担当者が、利用者本人又はその家族に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに、サービス実施者からも事情を聴取します。

- ② 全員参加のミーティングを行います。
- ③ 翌日までに、利用者本人又はその家族に説明を行います。
検討会議を開催した場合には、その結果に基づいて対応を行います。
- ④ 苦情の内容、対応した内容と日時等を記録します。
- ⑤ 損害事故の場合には、賠償をおこないます。

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関に連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。状況により、救急搬送を行います。

利用者の 主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
協力医療機関	医療機関の名称	

* 非常災害時が発生した時はマニュアルに従って、利用者の安全確保を最優先に努めます

10. 事故発生時の対応方法

利用者の家族、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等と行政の関係窓口に連絡を行い、対処方法を検討のうえ、対応いたします。

連 絡 先	利用者の家族	氏 名	
		続 柄	
		電話番号	
	居宅介護支援事業者 （ケアマネジャー）等	事業所	
		担当者	
		電話番号	
	行政窓口	舞鶴市保健福祉部 高齢者支援課 中丹東保健所	

1 1. 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じています。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 看護師に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

1 2. ハラスメント

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場に置いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

また、利用者・ご家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境で質の高い援助を提供できるよう以下の点についてご協力をお願いします。

暴力又は乱暴な言動、個人の尊厳や人格を傷つけるような言動、性的な言動はお控え下さい。

(具体例)

- ・暴力又は乱暴な言動
- ・セクシャルハラスメント
- ・その他＝自宅の住所や電話番号を何度も聞く／ペットを放し飼いにする等

このようなハラスメントを受けた場合は、契約を終了させていただくことがあります。

1 3. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じています。

また、看護師に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

1 4. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護師に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 看護師に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

事業所では、個々のサービスの事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質向上・改善に寄与する事を主な目的として介護サービス第三者評価を受けています。

直近の受診年月日 : 令和 5 年 2 月 2 0 日

評価機関名所 : 一般社団法人 京都私立病院協会

評価結果につきましてはホームページで閲覧頂けます。 <https://kyoto-hyoka.jp/>

16. その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能維持・回復のために療養上の補助をおこなうこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(2) 訪問看護師は、利用者の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更を生じる場合がありますのでご了承下さい。

(3) その他の費用が必要となった場合は、その都度説明させていただき、同意の上徴収させていただきます。

以上の記載内容につき変更が生じた場合は、「変更一覧表」に変更内容を記載し、利用者と事業者の双方の合意をもって記名し、原契約書別紙に添付することとします。その際、事業者は変更内容につき「重要事項説明書」の該当箇所を利用者に十分説明するものとします。

指定訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及びサービス内容説明書に基づき、重要事項を説明し、書類を交付しました。

20 年 月 日

(事業者) 住 所 京都府舞鶴市上安小字水力199-29

名 称 公益社団法人京都保健会ふれあいステーションゆきわり

管理者 辻 智恵

説明者

(利用者)

私は、事業者から指定訪問看護サービスの重要事項についての説明を受け、サービスを受けること並びに利用料を支払うことに同意し、文書の交付を受けました。

20 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

利用者家族 住 所

(代理人)

氏 名

(利用者との関係 :)